

青森県報

第二千二百八十二号

平成十六年
一月三十日
(金曜日)

目次

告示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更	(市)	一
右 同	(振)	一
字区域の変更	(同)	一
右 同	(同)	一
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出	(水産振興課)	三
公 告		
大規模小売店舗の廃止の届出	(経営振興課)	三
土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定	(農村整備課)	三
県営土地改良事業計画の決定	(同)	四
右 同	(同)	四
公安委員会		
型式の検定適合遊技機	(生活安全課)	四

告

示

青森県告示第五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、深浦町長から深浦町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確

認し、この土地を深浦町大字北金ケ沢字塩見形に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十六年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字塩見形二七三の三三、四〇八に隣接する公有水面埋立地並びに大字北金ケ沢字塩見形一三の二、一四の二、一四の六、一四の九、一四の一四、一四の一九、一五の二から一五の四まで、一六の二、一六の二、四〇七の二九、大字関字柝沢九三の一及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の地先公有水面埋立地 二九、五三一・三三二平方メートル

青森県告示第五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、深浦町長から深浦町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を深浦町大字北金ケ沢字塩見形に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十六年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字塩見形一五の一、一五の四、一六の一、一六の二の地先公有水面埋立地 五、〇〇〇・〇二平方メートル

青森県告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、佐井村長から佐井村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡佐井村大字佐井字古佐井山一四の一、字古佐井川目一七七の一四に隣接する

国有林で、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の一の点から二三までの点を順次連結する線及び一の点と二三の点を結ぶ線で囲まれる区域を大字佐井字古佐井山に編入する。

下北郡佐井村大字佐井字古佐井山

一	点	X座標	+一五八〇四五・一四メートル
		Y座標	- 三四四八・一五メートル
二	点	X座標	+一五八〇六八・四九メートル
		Y座標	- 三四四七・六三メートル
三	点	X座標	+一五八〇八一・〇四メートル
		Y座標	- 三四二二・三五メートル
四	点	X座標	+一五八〇五七・四一メートル
		Y座標	- 三四一五・七六メートル
五	点	X座標	+一五八〇三五・七五メートル
		Y座標	- 三四〇八・六五メートル
六	点	X座標	+一五八〇一六・三三メートル
		Y座標	- 三三八五・三八メートル
七	点	X座標	+一五八〇一七・七七メートル
		Y座標	- 三三七六・三二メートル
八	点	X座標	+一五八〇〇三・二一メートル
		Y座標	- 三三六一・七七メートル
九	点	X座標	+一五七九九〇・九七メートル
		Y座標	- 三三四二・八七メートル
一〇	点	X座標	+一五七九七二・二三メートル
		Y座標	- 三三二九・三三メートル
一一	点	X座標	+一五七九五七・三三メートル
		Y座標	- 三三二〇・二八メートル
一二	点	X座標	+一五七九四九・一五メートル
		Y座標	- 三三〇四・九二メートル
一三	点	X座標	+一五七九二六・四四メートル
		Y座標	- 三二八八・一二メートル
一四	点	X座標	+一五七九〇二・〇三メートル

一五	点	X座標	+一五七八九九・七八メートル
		Y座標	- 三三三五・九五メートル
一六	点	X座標	+一五七九〇〇・一八メートル
		Y座標	- 三三六六・九三メートル
一七	点	X座標	+一五七九〇三・九八メートル
		Y座標	- 三三八七・八三メートル
一八	点	X座標	+一五七九三九・七三メートル
		Y座標	- 三四〇八・三六メートル
一九	点	X座標	+一五七九六二・二五メートル
		Y座標	- 三四二五・〇〇メートル
二〇	点	X座標	+一五七九七八・八〇メートル
		Y座標	- 三四五八・八五メートル
二一	点	X座標	+一五七九九四・七三メートル
		Y座標	- 三四七二・四一メートル
二二	点	X座標	+一五八〇二八・三八メートル
		Y座標	- 三四七七・二八メートル
二三	点	X座標	+一五八〇五五・七五メートル
		Y座標	- 三四六一・四〇メートル

青森県告示第五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、佐井村長から佐井村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡佐井村大字長後

喜平治山国有林二九一林班を字長後川目に編入する。

喜平治山国有林二九二林班を字穴間に編入する。

青森県告示第五十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名 川 内 発起人の住所及び氏名 下北郡川内町大字川内字川内四三二番地三 田 中 鐵 男 下北郡川内町大字川内字田野沢一六九番地二〇 坂 井 勝 儀 下北郡川内町大字松川字稲沢八番地二 橋 本 力 太 郎	期 間 平成十六年一月三十日から二月十三日まで 場 所 川内町漁業協同組合

公 告

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いとく安原店

弘前市大字安原一丁目の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 伊藤碩彦

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃 止 前	廃 止 後
一、四五四平方メートル	九八三平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
平成十六年二月一日

五 届出年月日
平成十六年一月二十一日

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、八戸平原土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年二月二日から同年三月一日まで

三 縦覧の場所

八戸市庁

階上町役場
南郷村役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、八戸平原地区の県営土地改良事業（基幹水利施設管理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年二月二日から同年三月一日まで

三 縦覧の場所

八戸市庁

階上町役場

南郷村役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、長富地区の県営土地改良事業（水田農業経営確立排水対策特別事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年二月二日から同年三月一日まで

三 縦覧の場所
五所川原市役所

公安委員会

青森県公安委員会告示第四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年一月三十日

青森県公安委員会委員長 榎 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
はちんこ遊技機	CR猛獣WGT	サミー株式会社
"	CR舞夢MVS	株式会社サンセイアールアンドデイ
"	CR一休さん	株式会社竹屋
"	CR一休さんS	"
"	CR一休さんT	"
"	CRデイスコキングMA	株式会社ニューギン
"	CRデイスコキングLA	"

〃	回胴式遊技機	〃	〃	〃	〃
トウシンライデンハナダマサル	チュラシマX 30	CRファイバーロード・オブ・ザ・リングSTM	CRトップクルージングSX1	CRトップクルージングS1	CRディスクキングMB
株式会社エレコ	株式会社エイペックス	株式会社三共	〃	株式会社まさむら遊機	〃

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭